

## 掛川市生涯学習センター「担い手の部屋」使用団体登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市生涯学習センター「担い手の部屋」の使用団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件等)

第2条 担い手の部屋使用団体として登録できる団体は、公共的事業やボランティア活動を継続的かつ計画的に行うとともに、事業等の成果が期待できるもので、次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 団体の組織及び運営が次のとおりであること。

ア 団体の構成員が概ね10名以上であること。

イ 構成員の半数以上が市内在住者又は在勤・在学者であること。

ウ 団体の主たる活動の場所及び活動の拠点となる事務所（代表者の住所又は連絡先）が市内にあること。

エ 団体意志を表明する代表者（役員等）及び組織（総会等）が確立し、会則が整備（成文であること）され、かつ活動計画を立てていること。

オ 団体独自の予算があり、かつ経理を行っていること。

(2) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体。

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体。

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行う団体。

エ 特定の宗教を支持し、又は教派若しくは教団を支援する宗教活動を行う団体。

オ 企業、学校等のクラブ活動の団体。

### (登録申請)

第3条 担い手の部屋使用団体として登録しようとする団体は、登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

(1) 会則

(2) 役員名簿（会長・副会長・会計・会計監査）

(3) 会員名簿

(4) 活動計画書及び活動報告書

(5) 予算書及び決算書

### (登録許可)

第4条 指定管理者は、申請を受理し登録を決定したときは、当該団体に登録許可書（様式第2号）を交付する。

2 指定管理者は、担い手の部屋を使用する団体数が多く、管理に支障が生じると認めるときは、登録要件が満たされていても登録を許可しないことができる。

### (登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録許可書の交付の日から1年以内で事務局が定めた日までとする。

(届出等)

- 第6条 担い手の部屋使用団体として登録した団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は事務局に届け出をしなければならない。
- (1) 会則
  - (2) 役員
  - (3) 活動計画（大幅な変更の場合）
- 2 登録許可書を紛失又は毀損した場合には、直ちに指定管理者に対し、その旨を申し出て再交付を受けなければならない。

(登録団体の責務)

- 第7条 登録団体は、指定管理者が定める手順に従い、担い手の部屋及びトイレ等の清掃を行わなければならない。

(登録の取消し等)

- 第8条 指定管理者は、登録団体が登録後要件に適合しないと認めたとき、又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、登録許可を取り消すことができる。
- 2 指定管理者は、登録団体が前条の責務を遂行しないと認めるときは、登録許可を取り消すことができる。
  - 3 指定管理者は、必要があると認めたときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者と教育委員会が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。